



監 査 報 告 書

令和7年5月26日

学校法人 帝塚山学園

理 事 長 富 岡 将 人 殿

評議員会議長 錦 織 方 人 殿

学校法人 帝塚山学園

監 事 泉 川 邦 充



監 事 福 井 英 之



監 事 松 谷 幸 和



私たち学校法人帝塚山学園の監事は、私立学校法第52条及び寄附行為第29条第1項並びに私立学校法の一部を改正する法律附則第4条に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査いたしました。その結果につき、下記の通り報告いたします。

記

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会、評議員会その他の重要な会議に出席するほか、定期的に理事長等から学校法人の業務の状況等の説明及び監査室から内部監査による学校法人の業務の報告を聴取した上、理事会及び評議員会議事録、常任理事会議事録その他重要な文書並びに重要な決裁書類等を閲覧し、事業所においても業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査法人から報告及び説明を受け、計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項が正しく記載されており、財産目録、資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び活動区分資金収支計算書を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）の記載と合致していることを認めます。
- (2) 財産目録、資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び活動区分資金収支計算書を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）は学校法人の財産及び経営の状況を、事業報告書は学校法人の状況を、法令及び寄附行為に従い正しく示しているものと認めます。
- (3) 学校法人の業務及び理事の職務の執行に関しては、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。

